**大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備　実施方針(案)　新旧対照表**

　　赤字　　は修正箇所

| **頁** | **該当箇所** | **修正前** | **修正後** |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 第1\_1. | この点、我が国では観光は成長戦略の柱であるという認識のもと、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とする目標を掲げており、大阪においては、旅行者数が全国を上回る伸び率で増加するとともに、旅行消費額も大きく増加するなど、観光産業には大きなニーズと将来性がある。  また、大阪・関西は、大きな人口・経済規模を有するとともに、国宝や重要文化財などの豊　富な観光資源が集積しており、その中心に位置する大阪・夢洲は、アジア諸国等とのネットワークを有する関西国際空港をはじめ、大阪国際空港・神戸空港に近接するとともに、鉄道・高速道路ネットワークも充実している。加えて夢洲は、広大な用地の確保ができ、オーシャンフロントの立地・眺望を活かした非日常空間が創出できるなど、非常に高いポテンシャルを有している。  このような中、我が国においては、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資することを目的として、2018年７月に特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「ＩＲ整備法」という。）が成立・公布された。  このＩＲ整備法に定める「日本型ＩＲ」は、ＭＩＣＥ施設や多種多様な誘客施設を一体的に整備することにより、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート（以下「ＩＲ」という。）として、世界中から観光客を集め、これまでにないような国際的なＭＩＣＥビジネスの展開や新たなビジネスの起爆剤とするとともに、日本ならではの魅力を発信し、特定複合観光施設区域（以下「ＩＲ区域」という。）への来訪客を全国各地に送り出すことで、ＩＲが世界と日本の各地をつなぐ交流のハブとなることをめざすものである。さらに、これまでの他国のＩＲにはない独自性と国際競争力を有し、幅広く世界中の観光客を惹きつけるものとなることで、もって日本各地の活性化と日本全体の経済成長につなげていくこととされている。  大阪府及び大阪市2 （以下「大阪府・市」という。）は、ＩＲ整備法に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型ＩＲ（大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域。以下「大阪ＩＲ」という。）の実現を図ることで、成長産業たる観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪経済の更なる成長を実現し、もって我が国全体の観光及び経済振興の起爆となることをめざすものである。  また、ＩＲは、民間の活力と創意工夫が活かされるとともに、カジノ事業収益の適切な活用が図られることや、カジノ施設の有害な影響の排除が適切に行われること、さらに、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発現する観点から、長期間にわたって安定的かつ継続的なＩＲ事業の運営が確保されることが極めて重要な前提条件であり、その実現に向けて大阪府・市一体で取組みを進めていく。 | この点、我が国では観光は成長戦略の柱であるという認識のもと、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とする目標を掲げており、大阪においては、旅行者数が全国を上回る伸び率で増加するとともに、旅行消費額も大きく増加するなど、観光産業には大きなニーズと将来性がある。  また、大阪・関西は、大きな人口・経済規模を有するとともに、国宝や重要文化財などの豊富な観光資源が集積しており、その中心に位置する大阪・夢洲は、アジア諸国等とのネットワークを有する関西国際空港をはじめ、大阪国際空港・神戸空港に近接するとともに、鉄道・高速道路ネットワークも充実している。加えて夢洲は、広大な用地の確保ができ、オーシャンフロントの立地・眺望を活かした非日常空間が創出できるなど、非常に高いポテンシャルを有している。また、夢洲では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催が予定されており、万博の開催終了後は、その理念・成果を継承・発展していくこととしている。  このような中、我が国においては、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資することを目的として、2018年７月に特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「ＩＲ整備法」という。）が成立・公布された。  このＩＲ整備法に定める「日本型ＩＲ」は、ＭＩＣＥ施設や多種多様な誘客施設を一体的に整備することにより、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート（以下「ＩＲ」という。）として、世界中から観光客を集め、これまでにないような国際的なＭＩＣＥビジネスの展開や新たなビジネスの起爆剤とするとともに、日本ならではの魅力を発信し、特定複合観光施設区域（以下「ＩＲ区域」という。）への来訪客を全国各地に送り出すことで、ＩＲが世界と日本の各地をつなぐ交流のハブとなることをめざすものである。さらに、これまでの他国のＩＲにはない独自性と国際競争力を有し、幅広く世界中の観光客を惹きつけるものとなることで、もって日本各地の活性化と日本全体の経済成長につなげていくこととされている。  現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、観光関連産業には深刻な影響が生じているが、感染が一定収束すれば、観光需要も段階的に回復していくと見込まれ、ポストコロナに向けては、観光需要の回復を後押しし反転攻勢に転じるための取組みの重要性が高まっている。また、世界的にも著しい成長分野であるインバウンドは、中長期スパンにおいて引き続き重要で、ポストコロナにおいても大きな可能性を有しており、再び観光を成長軌道に乗せ、観光立国を実現するためには、世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込むＩＲの導入は不可欠である。  大阪府及び大阪市2 （以下「大阪府・市」という。）は、ＩＲ整備法に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型ＩＲ（大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域。以下「大阪ＩＲ」という。）の実現を図ることで、成長産業たる観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪経済の更なる成長を実現し、もって我が国全体の観光及び経済振興の起爆となることをめざすものである。  また、ＩＲは、民間の活力と創意工夫が活かされるとともに、カジノ事業収益の適切な活用が図られることや、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除が適切に行われること、さらに、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発現する観点から、長期間にわたって安定的かつ継続的なＩＲ事業の運営が確保されることが極めて重要な前提条件であり、その実現に向けて大阪府・市一体で取組みを進めていく。 |
| 3 | 第2 | 第２ 特定複合観光施設設置運営事業に関する事項  大阪府・市では、大阪ＩＲを実現するため、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）の作成及び国への認定の申請を共同で行い、特定複合観光施設（以下「ＩＲ施設」という。）を設置及び運営する事業並びにこれらに附帯する事業（これらを合わせて大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業。以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「設置運営事業者」という。また、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者3を、以下「設置運営事業予定者」といい、それが２以上の者から成る場合は、当該構成員全員の総称とする。）を公募により選定（Request for Proposal。以下「RFP」という。）することを予定している。本実施方針（案）は、ＩＲ区域の整備を推進し、長期間にわたって、安定的で継続的なＩＲの運営を確保するに当たって、ＩＲ整備法及び「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)」（以下「基本方針(案)」といい、これを踏まえＩＲ整備法第５条に基づき国土交通大臣が定める方針を「基本方針」という。）等に即して、大阪府・市として考えるＩＲ区域の整備（以下「ＩＲ区域整備」という。）の意義や目標、ＩＲ事業を実施する上で必要となる要件や設置運営事業予定者の選定方法などＩＲ区域の整備の実施に関する方針(案)（以下「実施方針(案)」という。）を定めるものである。 | 第２ 特定複合観光施設設置運営事業に関する事項  大阪府・市では、大阪ＩＲを実現するため、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）の作成及び国への認定の申請を共同で行い、特定複合観光施設（以下「ＩＲ施設」という。）を設置及び運営する事業並びにこれらに附帯する事業（これらを合わせて大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業。以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「設置運営事業者」という。また、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者3を、以下「設置運営事業予定者」といい、それが２以上の者から成る場合は、当該構成員全員の総称とする。）を公募により選定（Request for Proposal。以下「RFP」という。）することを予定している。本実施方針は、ＩＲ区域の整備を推進し、長期間にわたって、安定的で継続的なＩＲの運営を確保するに当たって、ＩＲ整備法及び同法第５条に基づき国土交通大臣が定めた「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）等に即して、大阪府・市として考えるＩＲ区域の整備（以下「ＩＲ区域整備」という。）の意義や目標、ＩＲ事業を実施する上で必要となる要件や設置運営事業予定者の選定方法などＩＲ区域の整備の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものである。 |
| 4  5 | 第2\_4.  \_(1)\_b. | b.土地利用・建築関係  (a)都市計画法（昭和43年法律第100号）  (b)建築基準法（昭和25年法律第201号）  (c)駐車場法（昭和32年法律第106号）  (d)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）  (e)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  (f)自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）  (g)大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）  (h)建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）  (i)景観法（平成16年法律第110号）  (j)消防法（昭和23年法律第186号）  (k)火薬類取締法（昭和25年法律第149号）  (l)高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）  (m)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）  (n)航空法（昭和27年法律第231号）  (o)港湾法（昭和25年法律第218号）  (p)水道法（昭和32年法律第177号）  (q)下水道法（昭和33年法律第79号）  (r)工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）  (s)浄化槽法（昭和58年法律第43号）  (t)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）  (u)瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）  (v)ガス事業法（昭和29年法律第51号）  (w)屋外広告物法（昭和24年法律第189号）  (x)道路法（昭和27年法律第180号）  (y)道路交通法（昭和35年法律第105号）  (z)電気事業法（昭和39年法律第170号）  (aa)電波法（昭和25年法律第131号）  (bb)公有水面埋立法（大正10年法律第57号）  (cc)温泉法（昭和23年法律第125号）  (dd)公衆浴場法（昭和23年法律第139号） | b.土地利用・建築関係  (a)都市計画法（昭和43年法律第100号）  (b)建築基準法（昭和25年法律第201号）  (c)駐車場法（昭和32年法律第106号）  (d)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）  (e)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  (f)自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）  (g)大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）  (h)建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）  (i)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）  (j)景観法（平成16年法律第110号）  (k)消防法（昭和23年法律第186号）  (l)火薬類取締法（昭和25年法律第149号）  (m)高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）  (n)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）  (o)航空法（昭和27年法律第231号）  (p)港湾法（昭和25年法律第218号）  (q)水道法（昭和32年法律第177号）  (r)下水道法（昭和33年法律第79号）  (s)工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）  (t)浄化槽法（昭和58年法律第43号）  (u)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）  (v)瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）  (w)ガス事業法（昭和29年法律第51号）  (x)屋外広告物法（昭和24年法律第189号）  (y)道路法（昭和27年法律第180号）  (z)道路交通法（昭和35年法律第105号）  (aa)電気事業法（昭和39年法律第170号）  (bb)電波法（昭和25年法律第131号）  (cc)公有水面埋立法（大正10年法律第57号）  (dd)温泉法（昭和23年法律第125号）  (ee)公衆浴場法（昭和23年法律第139号） |
| 5 | 第2\_4.  \_(1)\_c. | c.環境関係  (a)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）  (b)土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）  (c)環境基本法（平成５年法律第91号）  (d)自然環境保全法（昭和47年法律第85号）  (e)騒音規制法（昭和43年法律第98号）  (f)振動規制法（昭和51年法律第64号）  (g)エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号） | c.環境関係  (a)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）  (b)土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）  (c)環境基本法（平成５年法律第91号）  (d)自然環境保全法（昭和47年法律第85号）  (e)騒音規制法（昭和43年法律第98号）  (f)振動規制法（昭和51年法律第64号）  (g)エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号） |
| 5 | 第2\_4.  \_(1)\_e. | e.その他  (a)地方自治法（昭和22年法律第67号）  (b)健康増進法（平成14年法律第103号）  (c)個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  (d)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）  (e)犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号） | e.その他  (a)地方自治法（昭和22年法律第67号）  (b)健康増進法（平成14年法律第103号）  (c)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）  (d)個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  (e)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）  (f)犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）  (g)警備業法（昭和47年法律第117号） |
| 5  6 | 第2\_4.  \_(2) | (2)条例  a.大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）  b.大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第４号）  c.大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（平成22年大阪市条例第51号）  d.大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成24年大阪市条例第10号）  e.建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年大阪市条例第93号）  f.大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成22年大阪市条例第４号）  g.大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）  h.大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成５年大阪市条例第４号）  i.大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）  j.大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例39号）  k.大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）  l.大阪市環境基本条例（平成７年大阪市条例第24号）  m.大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）  n.大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）  o.大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号）  p.大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）  q.大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号） | (2)条例  a.大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第４号）  b.大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）  c.大阪市国際観光地区内における建築物の制限に関する条例（令和元年大阪市条例第40号）  d.大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成24年大阪市条例第10号）  e.建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年大阪市条例第93号）  f.大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成22年大阪市条例第４号）  g.大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）  h.大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成５年大阪市条例第４号）  i.大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）  j.大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例39号）  k.大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）  l.大阪市環境基本条例（平成７年大阪市条例第24号）  m.大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年大阪府条例第６号）  n.大阪府福祉のまちづくり条例（平成４年大阪府条例第36号）  o.大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）  p.大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）  q.大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号）  r.大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）  s.大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）  t.大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年大阪市条例第35号）  u.大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第４号）  v.大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年大阪府条例第６号）  w.大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例（平成23年大阪市条例第54号）  x.大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号） |
| 6 | 第2\_4.  \_(3) | (3)要綱・基準  a.大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱（令和元年大阪市福祉局）  b.都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準（平成31年大阪市都市計画局）  c.大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（平成30年大阪市都市計画局）  d.大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準（平成31年大阪市都市計画局）  e.道路の上空に設ける通路の許可取扱要綱（平成25年大阪市都市計画局）  f.立体道路制度等に係る建築物の認定取扱要綱（平成27年大阪市都市計画局）  g.一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定取扱要綱（平成25年大阪市都市計画局）  h.一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱（令和元年大阪市環境局）  i.防火基準適合表示制度運用要綱（平成26年大阪市消防局） | (3)要綱・基準  a.大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱（令和２年大阪市福祉局）  b.都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準（平成31年大阪市都市計画局）  c.大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（令和２年大阪市都市計画局）  d.大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準（令和２年大阪市都市計画局）  e.道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第１項第４号の規定に基づく許可取扱要綱 （令和２年大阪市都市計画局）  f.立体道路制度等に係る建築物の認定取扱要綱（平成27年大阪市都市計画局）  g.大阪市道路占用許可基準（令和２年大阪市建設局）  h.一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定取扱要綱（平成25年大阪市都市計画局）  i.一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱（令和元年大阪市環境局）  j.防火基準適合表示制度運用要綱（平成26年大阪市消防局）  k.高層建築物等の防災措置に関する要綱（平成20年大阪府内建築行政連絡協議会） |
| 6 | 第2\_4.  \_(4)\_b. | (4)上位計画等  b.その他  (a)グランドデザイン・大阪（2012年６月 大阪府・市）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/daitoshimachi/granddesign/>  (b)大阪の成長戦略（2018年３月改訂版 大阪府・市）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/seichosenryaku/>  (c)大阪都市魅力創造戦略2020（2016年11月 大阪府・市）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/toshimiryokusen/index.html>  (d)大阪におけるＭＩＣＥ推進方針（2017年３月 大阪MICE推進委員会準備会）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/cb/index.html> | (4)上位計画等  b.その他  (a)グランドデザイン・大阪（2012年６月大阪府・市）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/daitoshimachi/granddesign/>  (b)大阪の再生・成長に向けた新戦略（2020年12月大阪府・市）  http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\_keikaku/new\_senryaku/  (c)大阪都市魅力創造戦略2020（2016年11月大阪府・市）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/toshimiryokusen/index.html>  (d)大阪におけるMICE推進方針（2017年３月大阪MICE推進委員会準備会）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/cb/index.html>  (e) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（2020年３月大阪府)  <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/gambletou/gambletou_keikaku3.html>  (f)新・大阪市緑の基本計画（2013年11月大阪市）  <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000239835.html>  (g)おおさかヒートアイランド対策推進計画（2015年３月大阪府・市）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/osakaheatkeikaku.html>  (h)大阪市環境基本計画（2019年12月大阪市）  <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000487493.html>  (i)大阪市景観計画（2020年３月変更大阪市）  <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000498760.html>  (j)大阪港港湾計画書（2019年３月改訂大阪市）  <https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000002651.html>  (k)大阪市無電柱化推進計画（2019年３月大阪市）  https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000464671.html  (l)大阪市無電柱化整備計画（2020年３月大阪市）  https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000498787.html  (m)大阪市自転車活用推進計画（2019年３月大阪市）  <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000465268.html>  (n)大阪府・大阪市 SDGs未来都市計画（2020年10月大阪府・市）  <https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000450087.html> |
| 8 | 第2\_7.  \_(4) | ７．事業方式  (4)国の区域整備計画の認定を受けた後、設置運営事業者は、実施協定の締結について大阪府と共同して国土交通大臣に対して、ＩＲ整備法第13条第２項の認可申請を行い、当該認可が得られた場合、速やかに、大阪府との間で実施協定を締結する。また、これに併せて、大阪府、大阪市及び設置運営事業者の間で、本事業の遂行に当たって大阪府、大阪市及び設置運営事業者で確認すべき事項を定めるための協定（以下「立地協定」という。）を締結する。また、大阪市と設置運営事業者の間で、本事業におけるＩＲ区域を整備しようとする区域（以下「ＩＲ予定区域」という。第3-1.参照のこと。）について借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権設定契約（以下「事業用定期借地権設定契約」という。）を締結する。 | ７．事業方式  (4)国の区域整備計画の認定を受けた後、設置運営事業者は、実施協定の締結について大阪府と共同して国土交通大臣に対して、ＩＲ整備法第13条第２項の認可申請を行い、当該認可が得られた場合、速やかに、大阪府との間で実施協定を締結する。また、これに併せて、大阪府、大阪市及び設置運営事業者の間で、本事業の遂行に当たって大阪府、大阪市及び設置運営事業者で確認すべき事項を定めるための協定（以下「立地協定」という。）を締結する。また、大阪市と設置運営事業者の間で、本事業におけるＩＲ区域を整備しようとする区域（以下「ＩＲ予定区域」という。第3-1.参照のこと。）について借地借家法（平成３年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権設定契約（以下「事業用定期借地権設定契約」という。）を締結する。 |
| 8 | 第2\_8.  \_(2) | ８．本事業における費用負担  (2) 大阪市有地の使用に係る費用  設置運営事業者は、本事業の実施に必要となる大阪市有地の使用に当たり、大阪市と事業用定期借地権設定契約の締結等必要な手続きを行った上で、募集要項等に定められた金額及び方法により、賃料等を大阪市に対して支払う。（第 3-4.参照） | ８．本事業における費用負担  (2) 大阪市有地の使用に係る費用  設置運営事業者は、本事業の実施に必要となる大阪市有地の使用に当たり、大阪市と事業用定期借地権設定契約の締結等必要な手続きを行った上で、募集要項等に定められた金額及び方法により、賃料等を大阪市に対して支払う。（第3-4.参照）  なお、ＩＲ施設を整備するに当たり支障となる地中障害物及び土壌汚染等に起因して設置運営事業者の負担が増加すると見込まれる場合は、設置運営事業者の施設計画や施工計画等を踏まえ、対応方法等について事前に協議の上、大阪市の設計・積算基準等により、大阪市が当該増加負担のうち妥当と認める額を負担するものとする。詳細については、募集要項等において示す。 |
| 9 | 第2\_8.  \_(5) | (5) 大阪府・市が環境アセスメントに係る現況調査の実施に要した費用  設置運営事業予定者は、本事業のために大阪府・市が実施する環境アセスメントに係る現況調査に要した費用を負担する。  当該費用負担の額は、令和元年（2019年）11月14日付けで大阪府が締結した「夢洲地区環境影響評価にかかる現況調査業務」に係る費用（契約金額：56,381,600円（税込）7）となるが、具体的な金額・支払方法等の詳細は募集要項等に示す。 | (5) 大阪府・市が環境アセスメントに係る現況調査の実施に要した費用  設置運営事業予定者は、本事業のために大阪府・市が実施する環境アセスメントに係る現況調査に要した費用を負担する。  当該費用負担の額は、令和元年（2019年）11月14日付けで大阪府が締結（令和２年（2020年）10月28日付け変更締結）した「夢洲地区環境影響評価にかかる現況調査業務」に係る費用（契約金額： 69,752,100円（税込）7）となるが、具体的な金額・支払方法等の詳細は募集要項等に示す。 |
| 12 | 第3\_1.  \_図表3 | １．ＩＲ予定区域の位置及び規模等  【図表３　ＩＲ予定区域の土地の概要】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | | 概要 | | 土地の概要 | 所在地 | 大阪府大阪市此花区夢洲中１丁目の一部ほか | | 所有者 | 大阪市 | | ＩＲ予定区域を構成する土地の面積 | 合計面積：約49万㎡8  （敷地Ａ：約39万㎡、敷地Ｂ：約10万㎡） | | 形状 | 別紙２のとおり | | （都市計画等）  法令等に基づく制限 | 都市計画区域 | 市街化区域 | | 用途地域 | 商業地域 | | 建ぺい率 | 80％ | | 容積率 | 400％ | | 高度指定 | 無 | | 防火地域 | 準防火地域 | | 特別用途地区 | 国際観光地区 | | 下水道 | 排水区域内 | | １．ＩＲ予定区域の位置及び規模等  【図表３　ＩＲ予定区域の土地の概要】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | | 概要 | | 土地の概要 | 所在地 | 大阪府大阪市此花区夢洲中１丁目の一部ほか | | 所有者 | 大阪市 | | ＩＲ予定区域を構成する土地の面積 | 合計面積：約49.2万㎡  （敷地Ａ：約39.2万㎡、敷地Ｂ：約10.0万㎡） | | 形状 | 別紙２のとおり | | （都市計画等）  法令等に基づく制限 | 都市計画区域 | 市街化区域 | | 用途地域 | 商業地域 | | 建ぺい率 | 80％ | | 容積率 | 400％ | | 高度指定 | 無 | | 防火地域 | 準防火地域 | | 特別用途地区 | 国際観光地区 | | 下水道 | 排水区域内 | | 土壌汚染対策法に基づく区域の指定 | 形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）8 | |
| 12 | 第3\_2.  \_図表4 | ２．設置運営事業者による臨港緑地の整備・管理について  【図表４　臨港緑地の土地の概要】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | | 概要 | | 土地の概要 | 所在地 | 大阪府大阪市此花区夢洲中１丁目の一部ほか | | 所有者 | 大阪市 | | 臨港緑地の面積 | 敷地Ｃ：約2.6万㎡9 | | 形状 | 別紙２のとおり | | （都市計画等）  法令等に基づく制限 | 都市計画区域 | 市街化区域　（地先公有水面は、市街化調整区域） | | 用途地域 | 商業地域 | | 建ぺい率 | 80％ | | 容積率 | 400％ | | 高度指定 | 無 | | 防火地域 | 準防火地域 | | 特別用途地区 | 国際観光地区 | | 下水道 | 排水区域内 | | ２．設置運営事業者による臨港緑地の整備・管理について  【図表４　臨港緑地の土地の概要】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | | 概要 | | 土地の概要 | 所在地 | 大阪府大阪市此花区夢洲中１丁目の一部ほか | | 所有者 | 大阪市 | | 臨港緑地の面積 | 敷地Ｃ：約2.6万㎡ | | 形状 | 別紙２のとおり | | （都市計画等）  法令等に基づく制限 | 都市計画区域 | 市街化区域　（地先公有水面は、市街化調整区域） | | 用途地域 | 商業地域 | | 建ぺい率 | 80％ | | 容積率 | 400％ | | 高度指定 | 無 | | 防火地域 | 準防火地域 | | 特別用途地区 | 国際観光地区 | | 下水道 | 排水区域内 | | 土壌汚染対策法に基づく区域の指定 | 形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）9 | |
| 12 | 脚注8 | 8面積は概数（測量中）であり変動することがある。（詳細は募集要項等を参照のこと。） | － |
| 12 | 脚注9 | 9 同上。 | － |
| 追加 | （追加） | － | 8土地利用履歴として特定有害物質等の使用は確認されていないが、夢洲は公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく公有水面の埋立てにより造成を行った土地であり、ＩＲ予定区域隣接で実施している鉄道工事（南ルート〔北港テクノポート線〕）の土壌調査において、調査箇所の一部より土壌汚染対策法に定める指定基準（土壌溶出量基準）を超過した砒素・ふっ素・鉛及びその化合物が確認された。このため、今後の工事の円滑化のため、ＩＲ予定区域については、当該工事区域と同様の汚染状態とみなし、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）」に指定されている（令和３年１月22日大阪市告示第78号）。なお、土壌調査結果等の詳細は、大阪市ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/port/0000521424.html>）を参照のこと。 |
| 追加 | （追加） | － | 9 脚注8と同じ。 |
| 13 | 第3\_4.  \_ 図表5 | ４．事業用地の権利関係及びその使用について  【図表５　土地の賃料及び賃貸借期間】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 対象用地 | 賃料 | 賃貸借期間 | | 敷地Ａ及びＢ | 428円／㎡・月額 | 土地の引渡日からＩＲ整備法第９条第11項に基づく区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日まで11 | | ４．事業用地の権利関係及びその使用について  【図表５　土地の賃料及び賃貸借期間】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 対象用地 | 賃料 | 賃貸借期間 | | 敷地Ａ及びＢ | 428円／㎡・月額  ※ | 土地の引渡日からＩＲ整備法第９条第11項に基づく区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日まで11 |  * 本賃料を算出した土地価格時点（2019年10月31日）から１年以上経過したこと等を踏まえ、現在、時点修正等の補正のための不動産鑑定評価を実施しているところである。なお、時点修正等の補正後の土地の賃料は、募集要項等において示す。 |
| 14 | 第4\_1.  \_(1) | (1)ＩＲ整備法に定めるＩＲ施設  ＩＲ整備法第２条第１項において、ＩＲ施設とは、カジノ施設、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設（以下、これらを総称して「中核施設」という。）から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される「来訪及び滞在寄与施設」を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいうと定められている。  ＩＲ施設に関して、実施方針(案)で使用する用語とＩＲ整備法上の位置づけとの関係は図表６のとおりである。  【図表６　特定複合観光施設（ＩＲ施設）】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施方針（案）で使用する用語 | | ＩＲ整備法上の位置づけ | | ＭＩＣＥ施設 | 国際会議場施設 | 第２条第１項第１号 | | 展示等施設 | 第２条第１項第２号 | | 魅力増進施設 | | 第２条第１項第３号 | | 送客施設 | | 第２条第１項第４号 | | 宿泊施設 | | 第２条第１項第５号 | | 来訪及び滞在寄与施設 | | 第２条第１項第６号 | | カジノ施設 | | 第２条第10項 |   ※ＭＩＣＥ施設は、ＩＲ整備法第２条第１項第１号に定める「国際会議場施設」及び同項第２号に定める「展示等施設」を総称する場合の用語とする。 | (1)ＩＲ整備法に定めるＩＲ施設  ＩＲ整備法第２条第１項において、ＩＲ施設とは、カジノ施設、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設（以下、これらを総称して「中核施設」という。）から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される「来訪及び滞在寄与施設」を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいうと定められている。  ＩＲ施設に関して、実施方針で使用する用語とＩＲ整備法上の位置づけとの関係は図表６のとおりである。  【図表６　特定複合観光施設（ＩＲ施設）】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施方針で使用する用語 | | ＩＲ整備法上の位置づけ | | ＭＩＣＥ施設 | 国際会議場施設 | 第２条第１項第１号 | | 展示等施設 | 第２条第１項第２号 | | 魅力増進施設 | | 第２条第１項第３号 | | 送客施設 | | 第２条第１項第４号 | | 宿泊施設 | | 第２条第１項第５号 | | 来訪及び滞在寄与施設 | | 第２条第１項第６号 | | カジノ施設 | | 第２条第10項 |   ※ＭＩＣＥ施設は、ＩＲ整備法第２条第１項第１号に定める「国際会議場施設」及び同項第２号に定める「展示等施設」を総称する場合の用語とする。 |
| 14  15 | 第4\_1.  \_(2)\_a. | (2)中核施設の設置及び運営  a.ＭＩＣＥ施設（国際会議場施設及び展示等施設）  (a)世界水準の競争力を備えたオールインワンＭＩＣＥ拠点の形成を図り、新たな国際会議・展示会ビジネスの誘致・展開と世界中からのビジネス客の来訪を促進し、大阪・関西全体の経済活性化と都市魅力の向上につなげる。  (b)各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際競争力の高い優れたクオリティを有すること。  (c)国際会議場施設  最大国際会議室は【6,000】人以上が収容可能なものとし、併せて、これと同数以上が収容可能な中小会議室群を設ける。  (d)展示等施設  展示面積として【10万】㎡以上を確保する。  (e)国際会議場施設及び展示等施設ともに、国際競争力の確保や多様な催事の開催を可能とするため、フレキシブルなレイアウトが可能な施設設計、適切な利用者動線・搬出入動線の確保、高利便な付帯設備・機能の導入、夢洲の立地やオールインワンＭＩＣＥ拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫を行う。  (f)安定的かつ継続的な施設運営が可能となる体制を構築するとともに、産業振興・ビジネス創出・経済波及等の効果が高いと見込まれる、大規模或いは外国人ビジネス客の来訪につながる国際会議・展示会・イベントを積極的に誘致・開催する。  (g)大阪・関西が強みを有する産業・研究などをテーマとした国際会議や大規模展示会等の誘致に積極的に取り組む。  (h)大阪ＭＩＣＥ推進委員会準備会が策定した「大阪におけるＭＩＣＥ推進方針」を踏まえ運営方針を定める。また、大阪府・市、経済界及び大阪観光局等が一体となったオール大阪での誘致体制に協力・連携して取り組む。 | (2)中核施設の設置及び運営  a.ＭＩＣＥ施設（国際会議場施設及び展示等施設）  (a)世界水準の競争力を備えたオールインワンＭＩＣＥ拠点の形成を図り、新たな国際会議・展示会ビジネスの誘致・展開と世界中からのビジネス客の来訪を促進し、大阪・関西全体の経済活性化と都市魅力の向上につなげる。  (b)国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際競争力の高い優れたクオリティを有すること。  (c)国際会議場施設  最大国際会議室は【6,000】人以上が収容可能なものとし、併せて、これと同数以上が収容可能な中小会議室群を設ける。  (d)展示等施設  展示面積として【10万】㎡以上の計画とする。  なお、展示等施設の整備は段階的に行うことも可能とし、段階整備とする場合は、ＩＲ施設の当初開業時には展示面積【２万】㎡以上とする。また、当初開業から10年以内を目途に拡張計画を決定し、当初開業から15年以内を目途に展示面積を【６万】㎡以上に拡張する。さらに、事業期間内に展示面積を【10万】㎡以上に拡張する計画とする。  なお、段階整備の時期・規模等については、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、展示会・イベント等の需要動向、ＭＩＣＥビジネスモデル及び新しい生活様式のあり方並びに開業後の展示等施設の運営状況及び設置運営事業者の財務状況等を踏まえて、必要に応じ見直すものとする。  (e)国際会議場施設及び展示等施設ともに、国際競争力の確保や多様な催事の開催を可能とするため、フレキシブルなレイアウトが可能な施設設計、適切な利用者動線・搬出入動線の確保、高利便な付帯設備・機能の導入、ICT・デジタル技術の活用等による新たな生活様式やオンライン開催への対応や夢洲の立地やオールインワンＭＩＣＥ拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫を行う。  (f)安定的かつ継続的な施設運営が可能となる体制を構築するとともに、産業振興・ビジネス創出・経済波及等の効果が高いと見込まれる、大規模或いは外国人ビジネス客の来訪につながる国際会議・展示会・イベントを積極的に誘致・開催する。  (g)大阪・関西が強みを有する産業・研究などをテーマとした国際会議や大規模展示会等の誘致に積極的に取り組む。  (h)大阪ＭＩＣＥ推進委員会準備会が策定した「大阪におけるＭＩＣＥ推進方針」を踏まえ運営方針を定める。また、大阪府・市、経済界及び大阪観光局等が一体となったオール大阪での誘致体制に協力・連携して取り組む。 |
| 15 | 第4\_1.  \_(2)\_d. | d.宿泊施設  (a)【3,000】室以上の様々なタイプの客室を提供し、ビジネス客、ファミリー層、富裕層及び長期滞在者など、国内外からの多様な来訪者ニーズに対応できる宿泊施設を整備する。 | d.宿泊施設  (a)【3,000】室以上の様々なタイプの客室を提供し、ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在など、国内外からの多様な来訪者ニーズに対応できる宿泊施設を整備すること。  なお、宿泊施設の整備は段階的に行うことも可能とし、段階整備とする場合は、ＩＲ施設の当初開業時には客室面積【10】万㎡以上とする。また、事業期間内に【3,000】室以上に拡張する計画とする。  なお、段階整備の時期・規模等については、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、来訪者の需要動向や展示等施設の拡張状況及び設置運営事業者の財務状況等を踏まえて、必要に応じ見直すものとする。 |
| 16 | 第4\_1.  \_(4) | (4) ＩＲの魅力・持続可能性を高める取組み  設置運営事業者は、ＩＲ施設の設置・運営と一体で、以下に掲げるもののほか、自ら必要と考える取組みを進め、本事業の更なる魅力向上や事業効果の最大化を図るとともに、安定的・持続的な事業実施につなげる。 | (4) ＩＲの魅力・持続可能性を高める取組み  設置運営事業者は、ＩＲ施設の設置・運営と一体で、以下に掲げるもののほか、自ら必要と考える取組みを進め、本事業の更なる魅力向上や事業効果の最大化を図るとともに、ＩＲとしての機能の適切な発揮及び長期間にわたる安定的・持続的な事業実施の確保につなげる。 |
| 16 | 第4\_1.  \_(4)\_a. | (4) ＩＲの魅力・持続可能性を高める取組み  a.最先端技術の活用によるスマートなまちづくりに関する取組み  再生可能エネルギーの利用などエネルギーシステムの構築によるエネルギーマネジメント、ICT等技術を活用したデータの利活用による来訪者の利便促進・観光施策の推進、まちの魅力や都市力の向上及びにぎわい創出につながるエリアマネジメント等の取組みを行い、安全安心で持続可能性の高いスマートなまちづくりの実現に努める。 | (4) ＩＲの魅力・持続可能性を高める取組み  a. 最先端技術の活用によるスマートなまちづくりに関する取組み  再生可能エネルギーの利用などエネルギーシステムの構築によるエネルギーマネジメント、脱炭素化の促進、SDGs促進への貢献及びICT等技術を活用したデータの利活用による来訪者の利便促進・観光施策の推進、まちの魅力や都市力の向上及びにぎわい創出につながるエリアマネジメント等の取組みを行うとともに、万博の理念の継承や周辺地域における多様な事業者の取組みとも連携を図り、安全安心で持続可能性の高いスマートなまちづくりの実現に努める。 |
| 追加 | （追加） | － | (4) ＩＲの魅力・持続可能性を高める取組み  c. 健康・衛生の確保に関する取組み  新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組みを適切に講じる。特に、感染症対策については、ＩＲは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のＩＲにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、ＩＲを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策を講じるものとする。  なお、ＩＲ施設の運営に影響を及ぼすおそれのある感染症が国内外において発生した際には、感染症の拡大状況や各ＩＲ施設の状況等を踏まえ、ＩＲ区域内での感染症の発生及び拡大を抑止できるよう、国又は大阪府・市から適宜発表される規制・方針・指導・助言等を踏まえ適切に対応するものとし、国及び大阪府・市と連携して取り組むこと。 |
| 17 | 第4\_1.  \_(4)\_c. | (4) ＩＲの魅力・持続可能性を高める取組み  c. 危機管理・防災対策に関する取組み  夢洲の立地特性を考慮した事業継続計画（BCP）を策定し、危機管理体制の確立・運用や災害時の避難対策・安全確保・帰宅困難者対策をはじめとした危機管理・防災対策に適切に取り組む。 | (4) ＩＲの魅力・持続可能性を高める取組み  d.危機管理・防災対策に関する取組み  夢洲の立地特性やＩＲ施設の来訪者特性を考慮した事業継続計画（BCP）を策定し、危機管理体制の確立・運用や災害時の避難対策・安全確保・帰宅困難者対策をはじめとした以下のような危機管理・防災・減災対策に適切に取り組むことで、ＩＲ区域及びＩＲ施設における質の高い防災・減災並びに大規模災害時の自立的な施設機能の維持を実現し、来訪者等の安全安心を確保する。  (a)周辺事業者や交通関係諸機関との情報共有体制の構築  (b)来訪者等への速やかな情報発信  (c)来訪者や従業員等の緊急避難場所及び帰宅困難者の一時滞在場所の確保  (d)生活物資及びライフラインの確保  (e)ＩＲ区域内の無電柱化　など |
| 17 | 第4\_1.  \_(5)\_b. | (5)その他の留意事項  b.設置運営事業者は、2025年に開催が予定されている2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）に関して、建設工事や交通対策、施設運営等が円滑に行われるよう、大阪府・市及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会等と密な連携・調整を図るとともに、誠実に協力すること。 | (5)その他の留意事項  b.設置運営事業者は、2025年に開催が予定されている万博に関して、建設工事や交通対策、施設運営等が円滑に行われるよう、大阪府・市及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会等と密な連携・調整を図るとともに、誠実に協力すること。 |
| 18 | 第4\_2.  \_(2) | (2)治安・地域風俗環境対策  設置運営事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置として、以下のとおり、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境の保持に向けた万全の取組みを実施する。  a.ＩＲ整備法等の関係法令の遵守  b.自主的な防犯対策及び自主警備の徹底、体制の整備  c.大阪府・市及び大阪府公安委員会との情報共有  d.大阪府・市及び大阪府公安委員会が実施する施策への協力  e.組織犯罪対策、暴力団等反社会的勢力対策、テロ対策、犯罪防止対策、地域風俗環境対策及び青少年対策等について、万全な対策の実施 | (2)治安・地域風俗環境対策  設置運営事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置として、以下のとおり、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境の保持に向けた万全の取組みを実施する。  a.ＩＲ整備法等の関係法令の遵守  b.自主的な防犯対策及び自主警備の徹底、体制の整備  c.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察との情報共有  d.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察が実施する施策への協力  e.組織犯罪対策、暴力団等反社会的勢力対策、テロ対策、犯罪防止対策、地域風俗環境対策及び青少年対策等について、万全な対策の実施 |
| 19 | 第4\_4.  \_(2)\_b. | (2)ＩＲ区域拡張予定地の開発  b.但し、ＩＲ区域拡張予定地の取扱いについては、鉄道（北ルート）の整備計画も踏まえ、2029年度末までを目途に、大阪府・市及び設置運営事業者で協議の上、別途定めるものとする。なお、詳細は事業条件書等を参照のこと。 | (2)ＩＲ区域拡張予定地の開発  b.但し、ＩＲ区域拡張予定地の取扱いについては、鉄道（北ルート）の整備計画も踏まえ、当初開業から10年以内を目途に、大阪府・市及び設置運営事業者で協議の上、別途定めるものとする。なお、詳細は募集要項等を参照のこと。 |
| 19 | 第4\_5． | ５．事業スケジュール  事業スケジュールとしては、図表７のとおり想定している。  ＩＲ施設の開業については、世界最高水準のＩＲ及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組むものとする。  なお、施設計画に応じた建設期間の設定、並びに万博及びインフラ工事等も含めた工事条件が必ずしも明確でないこと等に鑑みた具体的な条件等の詳細は、募集要項等において示す。  なお、当該スケジュールは、国における関係政省令及び規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。  【図表７　想定スケジュール】   |  |  | | --- | --- | | 時期 | 項目 | | 令和元年（2019年）12月～ | 募集要項等の公表 | | 令和２年（2020年）９月頃 | 設置運営事業予定者の選定 | | 令和２年（2020年）10月頃 | 基本協定の締結 | | 令和２年（2020年）10月～  令和３年（2021年）１月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 | | 令和３年（2021年）２月～３月頃 | 大阪府議会・大阪市会の同意 | | 令和３年（2021年）４月～ | 区域整備計画の認定の申請・認定（国）※1 | | 令和４年（2022年）春頃 | 実施協定の締結・設置運営事業の開始  土地引渡し・工事着工 ※2 |   ※1　国のスケジュールは想定。  ※2　時期は応募者の提案による。 | ５．事業スケジュールに関する事項  事業スケジュールとしては、図表７のとおり想定している。  ＩＲ施設の開業については2020年代後半を想定しているが、世界最高水準のＩＲ及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組むものとする。  なお、当該スケジュールは、国における関係規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。  【図表７　想定スケジュール】   |  |  | | --- | --- | | 時期 | 項目 | | 令和元年（2019年）12月 | 募集要項等の公表 | | 令和３年（2021年）３月頃 | 募集要項等の修正 | | 令和３年（2021年）９月頃 | 設置運営事業予定者の選定 | | 令和３年（2021年）10月頃 | 基本協定の締結 | | 令和３年（2021年）10月  ～令和４年（2022年）１月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 | | 令和４年（2022年）２月～３月頃 | 大阪府議会・大阪市会の同意 | | 令和４年（2022年）４月頃 | 区域整備計画の認定の申請 | | 令和４年（2022年）夏頃～ | 区域整備計画の認定（国）※1  実施協定の締結 | | 令和５年度（2023年度）以降 | 設置運営事業の開始  土地引渡し・工事着工 ※2 | | 2020年代後半 | 開業 ※2 |   ※1　国のスケジュールは想定。  ※2　時期は応募者の提案による。 |
| 追加 | （追加） | － | ６．事業実施体制に関する事項  本事業は、長期間にわたって安定的かつ継続的なＩＲ事業の運営を確保するとともに、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとして、その成長力及び国際競争力を持続的に強化していくことが必要であり、設置運営事業者は、以下を踏まえ、事業期間を通じて適切な事業実施体制等を構築するものとする。   1. 本事業等を円滑かつ確実に実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えるとともに、適切な連携・協力及び責任分担の下、効果的かつ効率的、総合力のある事業実施体制を構築すること。 2. 適切な経営体制及び業務管理体制の下、指揮命令系統、意思決定体制及び責任の所在が明確で、事業戦略を効果的かつ効率的に実行できる組織体制を構築する。また、災害等緊急時やリスク発生時に、迅速かつ的確にBCP等対応が実行可能となる組織体制を構築すること。 3. 本事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な本事業の継続を図るため、設置運営事業者は、適切なガバナンス体制を構築すること。 4. 大阪府・市その他関係者との連絡・調整を行うための体制（夜間・災害等緊急時を含む。）を構築し、大阪府・市等関係者と緊密な連携・調整・協力を行うこと。 5. 設置運営事業者の廉潔性確保   カジノ事業の免許を得るまでに進める準備の段階から、ＩＲ整備法第41条に基づく免許の基準、同法第97条に基づく契約の認可の基準、同法第116条に基づく従業者の確認の基準等を踏まえ、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除をはじめとする廉潔性の確保に徹底的に取り組むこと。また、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成する等、適切な措置を講じること。 |
| 20 | 第5 | 大阪における外国人旅行者数は、全国を上回る伸び率で増加しており、2018年には1,142万人と訪日外国人の約４割が来阪するなど、政府の観光戦略の目標（2020年：4,000万人、2030年：6,000万人）実現に向けて、大阪・関西がけん引役となることが期待される。  今後、大阪・関西の新たな都市魅力となる大阪ＩＲの立地により、更なる集客効果が期待されるところであるが、その効果を最大限に高めるため、大阪・関西が持つ様々な観光魅力と合わせて一体的に情報発信を行うとともに、魅力増進施設や送客施設の機能を十分に発揮して、その効果を日本各地に波及させることにより、大阪・関西のみならず、日本全体の外国人旅行者数や旅行消費額の増加を図り、「観光先進国」日本の実現に寄与する。 | 大阪における外国人旅行者数は、全国を上回る伸び率で増加しており、2019年には1,231万人と訪日外国人の約４割が来阪するなど、政府の観光戦略の目標（2030年：6,000万人）実現に向けて、大阪・関西が牽引役となることが期待される。  今後、大阪・関西の新たな都市魅力となる大阪ＩＲの立地により、更なる集客効果が期待されるところであるが、その効果を最大限に高めるため、大阪観光局をはじめ各地の自治体やＤＭＯ等との連携により、大阪・関西が持つ様々な観光魅力を活かした周遊促進や一体的な情報発信などに取り組み、集客効果を各地に相乗的に波及させ、更なる大阪・関西の経済活性化につなげる。  　また、魅力増進施設や送客施設の機能を十分に発揮して、その効果を日本各地に波及させることにより、大阪・関西のみならず、日本全体の外国人旅行者数や旅行消費額の増加を図り、「観光先進国」日本の実現に寄与する。 |
| 21 | 第6 | ギャンブル依存症対策や治安・地域風俗環境対策といった懸念事項対策を確実に実施する上では、国、地方公共団体及び設置運営事業者等をはじめとする各関係者が、関係法令等に基づき的確に各々の役割を果たすとともに、一体となって対策を講じることが必要である。  大阪・夢洲におけるＩＲ区域整備の推進に当たって、大阪府・市及び設置運営事業者は、以下のとおり、適切かつ確実に各々の役割を果たすとともに、国も含めて緊密な連携を図りながら、海外の先進事例に学び、大阪の実状を踏まえた万全の対策を実行していく。 | ギャンブル依存症対策や治安・地域風俗環境対策といった懸念事項対策を確実に実施する上では、国、地方公共団体及び設置運営事業者等をはじめとする各関係者が、関係法令等に基づき的確に各々の役割を果たすとともに、一体となって対策を講じることが必要である。  大阪・夢洲におけるＩＲ区域整備の推進に当たって、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、以下のとおり、適切かつ確実に各々の役割を果たすとともに、国も含めて緊密な連携を図りながら、大阪の実状を踏まえた万全の対策を実行していく。 |
| 21 | 第6\_1. | １．ギャンブル等依存症対策  大阪府・市では、国の取組みと連携しつつ、依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組み（大阪モデル）を構築していく。  また、ＩＲ整備法に基づく地方公共団体としての責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定・実施するとともに、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪の実状を踏まえた大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する。 | １．ギャンブル等依存症対策  大阪府・市では、国の取組みと連携しつつ、依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組み（大阪モデル）を構築していく。  また、ＩＲ整備法に基づく地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定・実施するとともに、ギャンブル等依存症対策基本法を受けて、大阪の実状を踏まえ2020年３月に策定した大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、市町村及び関係機関と連携協力し、有効な対策を着実に実施する。 |
| 21 | 第6\_2. | ２．治安・地域風俗環境対策  大阪府・市及び大阪府公安委員会は、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を保持するため、警察官の増員や夢洲における警察署等警察施設・交通安全施設の設置の検討を進め、警察力の強化を図るとともに、地域防犯の推進を図る。  また、ＩＲ整備法に基づく地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定・実施する。  具体的には、以下のような取組みを実施する。   1. 警察官の増員、夢洲における警察署の設置など、警察力の強化 2. 防犯、警備体制等について設置運営事業者への指導・助言 3. マネー・ローンダリング、暴力団等の事業介入への対策など、犯罪収益対策の推進 4. 情報収集・警戒警備など、各種テロ対策の推進 5. 防犯環境に係る対策の推進 6. 青少年の健全な成長を阻害する行為から保護するための対策の推進　など | ２．治安・地域風俗環境対策  大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を保持するため、警察官の増員や夢洲における警察署等警察施設・交通安全施設の設置の検討を進め、警察力の強化を図るとともに、地域防犯の推進を図る。  また、ＩＲ整備法に基づく地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定・実施する。  具体的には、以下のような取組みを実施する。  a.警察官の増員、夢洲における警察署の設置など、警察力の強化  b.防犯、警備体制等について設置運営事業者への指導・助言  c.マネー・ローンダリング対策など犯罪収益対策及び暴力団等の事業介入への対策の推進  d.情報収集・警戒警備など、各種テロ対策の推進  e.防犯環境に係る対策の推進  f.青少年の健全な成長を阻害する行為から保護するための対策の推進　など |
| 22 | 第7\_1. | １．民間事業者の公募及び選定に係る基本的な考え方  大阪府・市は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、応募者の中から設置運営事業予定者を選定する。 | １．民間事業者の公募及び選定に係る基本的な考え方  大阪府・市は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、応募者の中から設置運営事業予定者を選定する。  なお、ＩＲ区域整備の推進に当たっては、公平性・公正性及び透明性の確保を徹底するため、大阪府・市では、大阪府綱紀保持基本指針等職員に適用される既存のルールに加えて、「ＩＲに関する事業者対応等指針」を策定・運用している。  また、大阪府・市アドバイザー及び選定委員会の委員等に対して厳格な利益相反制限を課すとともに、応募者に対しても、大阪府・市の職員及び特別職、大阪府・市アドバイザー並びに選定委員会の委員等に対する本事業に関する働きかけの禁止等の制限を行うなどし、民間事業者の公募及び選定手続における公平性・公正性及び透明性の確保を徹底する。 |
| 23 | 第7\_3.  \_(2)\_e. \_ 図表8 | (2)選定手順  【図表８　審査項目(案)】   |  |  | | --- | --- | |  | 審査項目(案) | | コンセプト | 他を圧倒する独自性を有した優れたコンセプト | | 施設計画・運営計画 | ハイクオリティでユニークな国際観光拠点の創出 | | 持続可能性を高める取組み | ＩＲの魅力と持続可能性を支える基盤づくりと地域への貢献 | | 懸念事項対策等 | 実効性の高い懸念事項対策等の着実な実施、行政との強固な連携 | | 事業の確実性・安定性 | 将来にわたり確実かつ安定して事業を遂行できる実施体制と財務力の強さ | | (2)選定手順  【図表８　審査項目】   |  |  | | --- | --- | |  | 審査項目 | | コンセプト | 他を圧倒する独自性を有した優れたコンセプト | | 施設計画・運営計画 | ハイクオリティでユニークな国際観光拠点の創出 | | 持続可能性を高める取組み | ＩＲの魅力と持続可能性を支える基盤づくりと地域への貢献 | | 懸念事項対策等 | 実効性の高い懸念事項対策等の着実な実施、行政との強固な連携 | | 事業の確実性・安定性 | 将来にわたり確実かつ安定して事業を遂行できる実施体制と財務力の強さ | |
| 24 | 第7\_3.  \_(9) | (9) 区域整備計画等の作成及び認定の申請  大阪府及び設置運営事業予定者は、共同して区域整備計画及び事業期間全体に関する計画（以下「長期区域整備計画」という。）を作成し、大阪府によるＩＲ整備法第９条第６項に基づく大阪府公安委員会又は大阪市の同意、ＩＲ整備法第９条第９項に基づく大阪市の同意、ＩＲ整備法第９条第８項に基づく府議会の議決等、その他大阪府・市が定める必要な手続き等を経て、ＩＲ整備法第９条第１項に基づき、認定の申請を国土交通大臣に対して行うものとする。 | (9) 区域整備計画等の作成及び認定の申請  大阪府及び設置運営事業予定者は、共同して区域整備計画及び事業期間全体に関する計画（長期計画）を作成し、区域整備計画について、大阪府によるＩＲ整備法第９条第６項に基づく大阪府公安委員会又は大阪市の同意、同法同条第９項に基づく大阪市の同意、同法同条第８項に基づく府議会の議決等、その他大阪府・市が定める必要な手続き等を経て、同法同条第１項に基づき、認定の申請を国土交通大臣に対して行うものとする。 |
| 24 | 第7\_3.  \_(10) | (10) 実施協定等の締結  設置運営事業者は、ＩＲ整備法第９条第11項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定が得られた場合には、実施協定書(案)（競争的対話に基づいて修正された場合は、当該修正案をいう。以下同じ。）に基づいて、速やかに、実施協定の締結について大阪府と共同して国土交通大臣に対して、ＩＲ整備法第13条第２項の認可申請を行わなければならず、当該認可が得られた場合には、速やかに、実施協定を締結しなければならない。  また、これに併せて、大阪府、大阪市及び設置運営事業者との間で立地協定書(案)（競争的対話に基づいて修正された場合は、当該修正案をいう。）に基づいて立地協定、大阪市と設置運営事業者との間で事業用定期借地権設定契約書(案)（競争的対話に基づいて修正された場合は、当該修正案をいう。）に基づいて事業用定期借地権設定契約を締結する。  なお、大阪府・市は、実施協定書(案)等の修正には原則として応じない。 | (10) 実施協定等の締結  設置運営事業者は、ＩＲ整備法第９条第11項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定が得られた場合には、基本協定の定めるところに従い、実施協定書(案)（競争的対話に基づいて修正された場合は、当該修正案をいう。以下同じ。）に基づいて、速やかに、実施協定の締結について大阪府と共同して国土交通大臣に対して、同法第13条第２項の認可申請を行わなければならず、当該認可が得られた場合には、速やかに、実施協定を締結しなければならない。  また、これに併せて、大阪府、大阪市及び設置運営事業者との間で立地協定書(案)（競争的対話に基づいて修正された場合は、当該修正案をいう。）に基づいて立地協定、大阪市と設置運営事業者との間で事業用定期借地権設定契約書(案)（競争的対話に基づいて修正された場合は、当該修正案をいう。）に基づいて事業用定期借地権設定契約を締結する。  なお、大阪府・市は、実施協定書(案)等の修正には原則として応じない。 |
| 追加 | （追加） | － | ８．基本方針及び実施方針の修正に伴う措置  大阪府・市は、ＩＲ区域整備の内容を優れたものとするとともに、ＩＲ区域整備による効果を早期に実現させる観点から、国が令和元年９月４日に意見募集を開始した基本方針(案)に即して、基本方針が公表される前から、実施方針(案)を作成し、並びにこれに基づく設置運営事業予定者の公募及び選定のための手続き等を開始している。  この点、大阪府・市による設置運営事業予定者の公募及び選定の開始以降に、国において区域整備計画の認定申請の受付期間及び基本方針の修正が行われ、また、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ大阪府・市として事業条件の一部を変更したことにより、実施方針の内容も一部修正を行っていることから、大阪府・市は、設置運営事業予定者の公募・選定手続きにかかる公平性・公正性を確保するため、実施方針の確定に併せて資格審査書類の追加受付を行う。19 |
| 追加 | （追加） | － | 19資格審査書類の受付期間は、令和３年（2021年）３月頃に予定している募集要項（修正版）の公表後２週間程度を予定している。また、資格審査書類の提出場所・方法及び審査料の納付並びに提出が必要な書類、様式、提出方法及び提出部数については、募集要項（令和元年（2019年）12月［令和２年（2020年）３月27日修正版］）に定めるところに従う。 |
| 28 | 第7\_8. | ８．提案書類の取扱い  提案書類の取扱いは以下のとおりとする。 | ９．提案書類の取扱い  提案書類の取扱いは以下のとおりとする。 |
| 29 | 第8\_1.  \_(1) | １．事業実施上の義務  (1)ＩＲ関係法令等及び基本方針に則り、設置運営事業を実施する義務 | １．事業実施上の義務  (1)ＩＲ関係法令等に則り、設置運営事業を実施する義務 |
| 32 | 第8\_6.  \_(2) | (2) 交通環境の改善等  大阪市は、夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、次のインフラ整備を行う予定である。  また、大阪府公安委員会は、交通の安全と円滑を図るため、大阪市が実施する道路交通環境の整備に併せて、適正な交通規制・管制を実施する。  a.鉄道（南ルート〔北港テクノポート線〕）の整備  b.夢洲域内交通の円滑な処理を実現する観光外周道路の整備  c.物流と観光の動線を分離するための高架道路の整備  d.夢洲幹線道路、舞洲幹線道路、此花大橋、夢舞大橋の改良  e.上水道（夢洲内及び周辺地域の配水管、加圧ポンプ場の増強等）の整備  f.下水道（夢洲内及び周辺地域の管渠、ポンプ場等施設の新増設）の整備　など | (2) 交通環境の改善等  大阪市は、夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、次のインフラ整備を行う予定である。  また、大阪府公安委員会は、交通の安全と円滑を図るため、大阪市が実施する道路交通環境の整備に併せて、適正な交通規制・管制を実施する。  a.鉄道（南ルート〔北港テクノポート線〕）の整備  b.夢洲域内交通の円滑な処理を実現する観光外周道路の整備  c.物流と観光の動線を分離するための高架道路の整備  d.夢洲幹線道路、舞洲幹線道路、此花大橋、夢舞大橋の改良  e.上水道（夢洲内及び周辺地域の配水管、加圧ポンプ場の増強等）の整備  f.下水道（夢洲内及び周辺地域の管渠、ポンプ場等施設の新増設）の整備  g.物流関連車両の円滑な交通を確保するための対策（車両待機場の整備、新・港湾情報システムの導入、荷捌き地の拡張）　など |
| 追加 | （追加） | － | ８．地域の合意形成  ＩＲ区域整備の推進に当たっては、ＩＲ区域を整備することの意義や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について、地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であり、地域における十分な合意形成を図る必要がある。  大阪府・市は、地域の合意形成が円滑に進むよう取り組むため、ＩＲがもたらす経済波及効果や地域への公益還元等のプラスの効果を発信するとともに、ギャンブル等依存症対策や治安・地域風俗環境対策など懸念事項の最小化に向けた取組みを伝え、大阪府・市のめざすＩＲについての地域の理解を促進する。  そのため、府民向けセミナーの開催や動画等の広報ツールの活用などとともに、地元企業、大学生・若い世代など、それぞれの興味や関心に応じた効果的な情報発信を行うほか、区域整備計画案の意見を聴く公聴会を開催する。 |
| 37 | 第11\_1. | １．認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途について大阪府・市では、ＩＲ区域の整備の推進やカジノ施設の設置・運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うことに加え、住民福祉の増進や持続的な成長につなげていくため、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金を以下のような使途で活用する予定である。子育て、教育環境の充実、住民の暮らしを守る福祉など社会福祉の増進観光振興、文化芸術・スポーツの振興持続的な経済成長を促す地域経済振興、産業創出への活用懸念事項を最小化するための総合的な懸念事項対策への活用成長型ＩＲの効果を最大限発揮するために必要となる周辺地域環境整備への活用　など | １．認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途について大阪府・市では、ＩＲ区域の整備の推進やカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うことに加え、住民福祉の増進や持続的な成長につなげていくため、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金を以下のような使途で活用する予定である。子育て、教育環境の充実、健康・医療、住民の暮らしを守る福祉など社会福祉の増進観光振興、文化芸術・スポーツの振興持続的な経済成長を促す地域経済振興、産業創出への活用懸念事項を最小化するための総合的な懸念事項対策への活用成長型ＩＲの効果を最大限発揮するために必要となる周辺地域環境整備への活用　など |
| 37 | 第11\_2. | ２．今後のスケジュール（予定）実施方針(案)の公表後のスケジュールは、図表９のとおり想定している。但し、当該スケジュールは、国における関係政省令及び規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。 【図表９　今後のスケジュール（予定）】   |  |  | | --- | --- | | スケジュール（予定） | 内容 | | 令和元年（2019年）12月頃 | 募集要項等の公表 | | 令和２年（2020年）１月頃 | 資格審査書類の受付 | | ～令和２年（2020年）２月頃 | 資格審査結果の通知 | | 令和２年（2020年）３月～ | 基本方針の公表（国）※1  実施方針の作成 | | 令和２年（2020年）１月～７月頃 | 競争的対話の実施期間 | | 令和２年（2020年）７月頃 | 提案書類の提出期限 | | 令和２年（2020年）９月頃 | 設置運営事業予定者の選定 | | 令和２年（2020年）10月頃 | 基本協定の締結 | | 令和２年（2020年）10月  ～令和３年（2021年）１月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 | | 令和３年（2021年）２月～３月頃 | 区域整備計画の認定の申請にかかる大阪府議会及び大阪市会の同意 | | 令和３年（2021年）４月～ | 区域整備計画の認定の申請・認定（国）※1 | | 令和４年（2022年）春頃 | 実施協定の締結・設置運営事業の開始  土地引渡し・工事着工 ※2 |   　　※1　国のスケジュールは想定。  　　※2　時期は応募者の提案による。 | ２．今後のスケジュール（予定）実施方針の公表後のスケジュールは、図表９のとおり想定している。但し、当該スケジュールは、国における関係規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。 【図表９　今後のスケジュール（予定）】   |  |  | | --- | --- | | スケジュール | 内容 | | 令和元年（2019年）12月 | 募集要項等の公表 | | 令和２年（2020年）１月 | 資格審査書類の受付 | | ～令和２年（2020年）２月 | 資格審査結果の通知 | | 令和２年（2020年）12月 | 基本方針の策定・公表（国） | | 令和３年（2021年）３月頃 | 実施方針の策定・公表  募集要項等の修正  資格審査書類の受付【追加分】 | | 令和３年（2021年）４月頃 | 資格審査結果の通知【追加分】 | | 令和２年（2020年）１月 ～令和３年（2021年）７月頃 | 競争的対話の実施期間 | | 令和３年（2021年）７月頃 | 提案書類の提出期限 | | 令和３年（2021年）９月頃 | 設置運営事業予定者の選定 | | 令和３年（2021年）10月頃 | 基本協定の締結 | | 令和３年（2021年）10月  ～令和４年（2022年）１月頃 | 区域整備計画の作成及び公聴会等の実施 | | 令和４年（2022年）２月  ～３月頃 | 区域整備計画の認定の申請にかかる大阪府議会及び大阪市会の同意 | | 令和４年（2022年）４月頃 | 区域整備計画の認定の申請 | | 令和４年（2022年）夏頃～ | 区域整備計画の認定（国）※1  実施協定の締結 | | 令和５年度（2023年度）以降 | 設置運営事業の開始  土地引渡し・工事着工 ※2 | | 2020年代後半 | 開業 ※2 |   　 ※1　国のスケジュールは想定。  　　※2　時期は応募者の提案による。 |
| 38 | 第11\_3. | ３．実施方針(案)に関する質問等の受付民間事業者との意思疎通を図り、実施方針(案)に関する民間事業者の理解を深めるため、次の(1)から(5)までに記載のとおり、実施方針(案)に関する質問又は意見（以下「質問等」という。）の受付を行う。(1)対象者実施方針(案)に関する質問等を行うことができる者は、本事業の実施主体として関心と意欲を有する民間事業者とする。(2)受付期間令和元年（2019年）11月21日（木）から令和元年（2019年）12月５日（木）17：00まで(3)提出方法a.実施方針(案)に関する質問等がある場合は、その内容を別紙３「実施方針(案)に関する質問書」に簡潔に記載し、以下までメールで送付すること。 大阪府・大阪市ＩＲ推進局　推進課（電話：06-6210-9235） 電子メールアドレス：[OSAKAIR-HOSHIN@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:OSAKAIR-HOSHIN@gbox.pref.osaka.lg.jp)b.メールの「件名」欄に「実施方針(案)に関する質問書」と記載すること。c.質問等を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。(4)回答の公表等a.公表予定日令和元年（2019年）12月中旬頃（予定）b.質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、受け付けた質問等のうち、質問等をした民間事業者すべてに対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの及びその回答について、公表予定日までにＩＲ推進局推進課ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-jigyou/jisshihoushin.html）にて公表する。c.質問した民間事業者すべてに対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの以外の質問等及びその回答については、公表予定日までに、当該質問等を提出した民間事業者に個別に回答する。d.実施方針(案)に直接関係のない質問には回答しない。(5)実施方針(案)の変更a.大阪府・市は、国土交通大臣による基本方針の公表内容及び民間事業者からの質問等を踏まえ、RFPまでに実施方針(案)の内容を見直し、変更を行うことがある。b.実施方針(案)の変更を行った場合には、ＩＲ推進局ホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。 | ３．実施方針(案)に関する質問等の受付民間事業者との意思疎通を図り、実施方針(案)（令和３年（2021年）２月12日修正版をいう。以下同じ。）に関する民間事業者の理解を深めるため、次の(1)から(5)までに記載のとおり、実施方針(案)に関する質問又は意見（以下「質問等」という。）の受付を行う。(1)対象者実施方針(案)に関する質問等を行うことができる者は、本事業の実施主体として関心と意欲を有する民間事業者とする。(2)受付期間令和３年（2021年）２月12日（金）から令和３年（2021年）２月26日（金）17：00まで(3)提出方法a.実施方針(案)に関する質問等がある場合は、その内容を別紙３「実施方針(案)に関する質問書」に簡潔に記載し、以下までメールで送付すること。 大阪府・大阪市ＩＲ推進局　推進課（電話：06-6210-9235） 電子メールアドレス：[OSAKAIR-HOSHIN@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:OSAKAIR-HOSHIN@gbox.pref.osaka.lg.jp)b.メールの「件名」欄に「実施方針(案)に関する質問書」と記載すること。c.質問等を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。(4)回答の公表等a.公表予定日令和３年（2021年）３月頃（予定）b.質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、受け付けた質問等のうち、質問等をした民間事業者すべてに対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの及びその回答について、公表予定日までにＩＲ推進局推進課ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-jigyou/jisshihoushin.html>）にて公表する。c.質問した民間事業者すべてに対して共通で回答する必要があると大阪府・市が認めたもの以外の質問等及びその回答については、公表予定日までに、当該質問等を提出した民間事業者に個別に回答する。d.実施方針(案)に直接関係のない質問には回答しない。(5)実施方針(案)の変更a.大阪府・市は、民間事業者からの質問等を踏まえ、令和３年（2021年）３月頃に予定している募集要項（修正版）の公表までに実施方針(案)の内容を見直し、変更を行うことがある。b.実施方針(案)の変更を行った場合には、ＩＲ推進局ホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。 |